

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年3月 18 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	3件
-----------------	----

国民年金関係	3件
--------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第 1500768 号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第 1500112 号

第 1 結論

昭和 42 年 11 月から昭和 50 年 12 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 42 年 11 月から昭和 50 年 12 月まで

時期は不明であるが、私の両親が私の国民年金の加入手続きを行い、家族の分と一緒に保険料を納付してくれた。結婚後 A 市に転居してからも、B 市の両親が私の保険料を近所の集金人を通して納付してくれた。

請求期間が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、時期は不明であるが、請求者の両親が請求者の国民年金の加入手続きを行い、家族の分と一緒に保険料を納付し、請求期間の保険料についても、B 市の両親が近所の集金人を通して納付してくれたと主張しているが、国民年金の加入手続き及び保険料納付を行ったとする請求者の両親は既に亡くなっているため、その証言を得ることができず、請求者自身は国民年金の加入手続き及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 53 年 3 月頃に払い出されたと推認され、当該払出時点において、請求者は 20 歳到達時に遡って国民年金の被保険者資格を取得しており、当該払出時点では、請求期間は時効により保険料を納付することができない。

さらに、社会保険オンラインシステムの氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第 1500872 号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第 1500111 号

第 1 結論

昭和 62 年 3 月から昭和 63 年 11 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年 3 月から昭和 63 年 11 月まで

私は、昭和 62 年 4 月頃に A 市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料は私の母が隣組の組長を通して納付してくれた。

請求期間が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、昭和 62 年 4 月頃に A 市役所で国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料は請求者の母が隣組の組長を通して納付してくれたと主張しているが、当該期間の保険料納付を行ったとする請求者の母は既に亡くなっているため、その証言を得ることができない上、請求者は国民年金の加入手続に関する記憶が明確でなく、当該期間の保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成 8 年 2 月頃に払い出されたと推認され、当該払出時点において、請求者は平成 7 年 12 月 21 日に国民年金の被保険者資格を初めて取得しており、請求期間は未加入期間と記録されていることから、制度上保険料を納付することはできない。

さらに、社会保険オンラインシステムの氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500892号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500110号

第1 結論

昭和53年4月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和53年4月

私は、昭和53年4月にA市役所又は社会保険事務所(当時)のどちらかは分からないがB出張所というところで国民年金の加入手続きを行い、当該手続きと同時に請求期間の国民年金保険料を納付した。請求期間の国民年金記録が未加入となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和53年4月にA市役所又は社会保険事務所のどちらかは分からないがB出張所というところで国民年金の加入手続きを行い、当該手続きと同時に国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和61年5月頃に払い出されたと推認され、当該払出時点において、請求者は昭和61年4月1日に遡って国民年金の被保険者資格を取得しており、当該払出時点では、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索等により調査したものの、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。